平成２１年（再イ）第５０１号
福岡市西区姪の浜５丁目７番18―501号
再生債務者　安藤小百合
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再イ）第５５２号
福岡市南区警弥郷２丁目23番９―503号
再生債務者　西島　清幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再イ）第５７４号
北海道北広島市朝日町６丁目４番地５
再生債務者　池田　剛士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第５９０号
札幌市厚別区厚別中央４条４丁目２番20―602号
再生債務者　鈴木　聖一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第５９７号
札幌市厚別区大谷地西３丁目13番17号
再生債務者　佐々木迅士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第６０号
青森市長島２丁目18番20　ファミール長島３号室
再生債務者　織田　正幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月21日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再イ）第１６号
千葉県長生郡長生村宮成2057番地６
再生債務者　浅野　　浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月21日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２１年（再イ）第３７号
富山県氷見市十二町370番地８
再生債務者　京紺千鶴子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月21日　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（再イ）第３８号
富山県砺波市杉木246番地12
再生債務者　石黒　史隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月21日　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（再イ）第３７号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1407番地７
再生債務者　吉村　昌子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年12月21日　松山地方裁判所

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本支社公告第３号
平成22年２月７日に執行する平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。
また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。
平成 22 年１月８日
独立行政法人都市再生機構東日本支社
支社長　根岸　　尚
記
1　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　11人
2　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　１人

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。
平成 22 年１月８日
東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　井上　啓一
記
１．⑶⑳のうち、イからトを削り、チをイとし、イの次に次のとおり加える。
ロ　うつくしま浜街道遊遊フリーパス
(イ)　割引をする自動車
(ハ)に定める期間のうち連続する最大２日間に、(ニ)(a)に定めるインターチェンジから(ニ)(b)に定めるインターチェンジまで往復し、(ニ)(b)に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。
(ロ)　割引を適用した後の料金の額
本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　　種	料金の合計額
軽自動車等	4,500円
普通車	5,500円

(ハ)　実施する期間
平成22年１月12日から平成22年３月31日までの間の平日（平成22年２月12日を除く。）。
(ニ)　適用インターチェンジ
(a)　出発及び到着エリア
常磐自動車道の三郷インターチェンジから柏インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
(b)　周遊エリア
磐越自動車道のいわき三和インターチェンジから小野インターチェンジまでの間及び常磐自動車道の高萩インターチェンジから常磐富岡インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
(ホ)　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。